指定管理者モニタリング結果報告書（令和４年度分）

・施設名　　：丸亀市綾歌総合文化会館

・施設所管部課：産業文化部文化課

・指定管理者　：公益財団法人丸亀市福祉事業団

区　　分		内　　容
実施時期		定期ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ：業務報告書にて逐次確認 随時ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ：令和５年８月１日（火）に実施
実施方法		定期ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ：業務報告書をもとに、管理業務の達成状況を確認 随時ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ：指定管理業務状況聴取表などをもとに聞き取り調査を実施
実施結果	①　施設の状況	開館以来 27 年が経過し、施設及び設備の修繕又は更新が必要な時期を迎えている。令和 4 年度には、指定管理者が大ホール東男女トイレ等へのベビーシートの設置や感知式手洗いの取替修繕、ガス遮断弁の取替修繕などを実施し、丸亀市において電話交換機の改修工事や小ホールの簡易ステージの更新、大ホールの無線 LAN アクセスポイン増設等を行ったことにより、施設の安全性の維持や利便性の向上を図っている。その他、受電設備、自家発電機、浄化槽、建築防水など改修の必要な時期が近付いている。 大ホールの備品についても開館当初より種類数量が他所の館と比べ不足しているものが多いが現在まで補われていない。
	②　施設の利用状況	利用者数 令和 4 年度 99,361 人 （前年度 48,983 人、前々年度　26,413 人、）、前年度より 50,378 人増加（102.8%増）。利用料収入 令和 4 年度 25,751 千円（前年度 18,018 千円、前々年度 10,371 千円）、前年度同期より 7,733 千円増額（42.9%増）。 令和 4 年度は、利用者数、利用料収入ともにコロナ禍からの回復傾向にあるものの、入場制限を実施したり中止となった事業もあったことから、依然としてコロナ禍前の水準までには回復していない。
	③　施設利用者の意向把握と対応	会館内にアンケート箱を設置するとともに、文化事業実施時にも文化事業・施設利用について、毎回アンケート調査をしている。ホームページも利用し、多角的な方法によってアンケートの収集を行っている。利用者の多様なニーズを把握し、施設の管理運営に反映させている。
	④　管理体制	職員 6 名、大ホール開催時は業務委託 1 名、夜間管理は業務委託 1 名（シルバー人材センター2 名が交替勤務）。
	⑤　管理経費	限られた経費で最大限の効果が出せるよう、常にコスト意識を持ちコスト管理の徹底を行うとともに、利用料収入等の増収に努めている。 人件費については、効率的な人材配置を行い組織体制のスリム化を図ることで縮減に努めているほか、施設管理経費についても、各施設にかかる共通経費の一元化や保守点検等の一括契約等を行うほか、光熱水費等についても温度管理等の徹底に取り組んでいる。 また、備品の維持管理についても、利用者に対する丁寧な説明や利用方法のマーキングなどの工夫を行うことで、誤操作による破損の未然防止につなげている。
	⑥　緊急時の対応について	緊急時の避難誘導対応マニュアル等を整備するとともに、利用者の安全を第一に考えて恒常的な訓練（消防訓練２回、地震訓練）を実施し、避難誘導や災害対策を行い現実に対応できるようにしている。
	⑦　そ の 他 （指定管理者の業務遂行能力等）	管理運営について蓄積してきたノウハウとスキルをもっており、利用者ニーズに対してより柔軟に対応している。また、若手職員を中心に様々な研修に参加し、能力向上に努めている。一方、施設は開館から 27 年を経過し、施設や備品の老朽化が進んでいることから、計画的改善について指定管理者と十分に協議しながら対応していく。

	⑧　改善指示事項	事業の企画・実施に当たっては、それにより市民や地域にどのような変化を起こしたいのかを常に考えるとともに、事業の評価・改善のためアンケートの内容をブラッシュアップするよう指示した。 引続き、市と指定管理者で定期的にミーティングを行い、事業展開の方向性や事業実施における課題などを共有していく。
実施結果に対する所管課の意見		利用者数、利用料収入ともにコロナ禍からの回復傾向にはあるが、引き続き厳しい経営状況である。施設の適切な管理、コスト削減、利用率等の向上に取組み、適切な施設運営がなされている。また、コロナ禍で減少した文化芸術に触れる機会の回復を図るため、積極的に文化事業を実施している。一方で恒常的な人員不足により、事業の評価・改善・拡充が難しい状況も見受けられる。引続き市と指定管理者で連携をより密に取り、協議・検討を重ねながら、様々な課題解決に取り組んでいく。
今後の施設管理に反映（改善）する事項		施設・設備について、改修等の優先順位などを指定管理者と協議のうえ、適切に実施する。また、休館を伴うような施設の大規模改修は、新市民会館の建設後となるため、それまでの間、指定管理者には施設・設備の日頃からの点検や運用方法による対応などがより一層求められる。